

高速道路の新料金制度の見直しを求める意見書

平成20年度から緊急経済対策として実施されてきた高速道路料金の割引について、その財源措置が平成25年度末で終了するとして、昨年12月に「新たな高速道路料金に関する基本方針」が定められ、高速道路料金の割引全体が再編された。それにより新たな高速道路料金が適用され、平成26年4月より平日昼間の3割引が廃止、平成26年7月からは休日の5割引が3割引へと見直された。

高速道路利用者にとって新たな高速道路料金の割引制度は実質的に値上げとなり、郡上市内のインターチェンジ利用者数が減少し、一般道路の通行量が増加したことで、高齢者や子どもなどの交通弱者への危険度が高まっている。

郡上市は、山間部の広大な行政区域の中に住居や事業所が点在しており、多くの市民は日常生活の中で自家用車を利用し、市内外への中長距離移動には高速道路の利用が欠かせない現状である。

また、郡上市へは年間約650万人の観光客が訪れているが、公共交通でのアクセス基盤が弱く、自家用車や観光バス等の利用がほとんどである。

そのため、高速道路料金制度の見直しは市民の安心・安全を脅かすだけでなく、市民生活において影響は大である。

併せて、交流人口と観光客の減少は、郡上市にとって重要な観光産業を中心とした地域経済に多大な影響を及ぼしている。

よって、国におかれては、地方創生戦略の一環として欠くことのできない高速道路の料金割引制度の見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月2日

岐阜県郡上市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣